

<1989年度 海外経済協力基金委託調査報告書>

部 内 限

環境配慮解説書作成のための 委託調査報告書

1990年3月

海外環境協力センター

まえがき

わが国の国際政治・経済における地位の高まりのなかで、先進国の一員として途上国の大いなる社会・経済開発などの領域での援助責務は極めて大きなものとなってきている。

この開発援助において、「持続可能な開発」の理念の下に環境配慮を着実に図ることが先進国間の共通の課題となり、O E C Dは、1985、86、89年の3度にわたり、開発援助に際しての環境配慮の強化に関し加盟国に対して勧告を出している。

わが国においても、この勧告への対応を図るべく具体的な施策や措置が検討され、主要な対応の一つとして、昨年、海外経済協力基金により、主な融資対象開発プロジェクトを対象とした「環境配慮のためのO E C Fガイドライン」が作成された。

このガイドラインは、開発途上国における開発プロジェクトの実施に先立ち、環境面からチェックされるべき項目とそれらの簡単な解説を主な内容としている。

本調査は、このガイドラインの利用者の便に供するために、主要なチェック項目に関する基礎資料と認識の整理を目的として、O E C Fより海外環境協力センターが受託し実施したものである。調査は、センター内に設けられた東京大学工学部の大垣 健一郎教授を委員長とする調査委員会のご助言の下に進められ、一定の成果を挙げることができたと考える。

このような基本的な課題に係わる調査をご委託くださったO E C F、および本調査の遂行に貴重なご助言を賜った調査委員各位に厚く御礼申し上げる。

1990年3月

海外環境協力センター

理事長 橋本 道夫

「環境配慮解説書作成の為の委託調査」調査委員会名簿

敬称略

委員長	東京大学工学部都市工学科教授	大垣 慎一郎
委 員	東京都環境科学研究所大気部長	朝来野 国彦
	早稲田大学人間科学部教授	大島 康行
	京都大学農学部教授	久馬 一剛
	国際協力事業団国際総合研修所	桜井 国俊
	アジア経済研究所総合研究部	藤崎 成昭
	(財)日本野生生物研究センター事務局長	山瀬 一裕

目 次

第1章 調査枠組み	1
第1節 調査の枠組み	1
1-1 調査の目的	1
1-2 調査の枠組み	2
1-3 報告書の構成	2
第2節 環境配慮を実施する上での留意点	3
2-1 環境配慮を実施する上での留意点	3
2-2 審査側での留意事項	5
第2章 公害	7
第1節 大気汚染	9
1-1 総論	9
1-2 環境基準	15
1-3 排出基準	40
1-4 世界銀行のガイドライン	65
1-5 基準の運用についての先進国の考え方	73
1-6 影響の低減対策	75
第2節 水質汚濁	105
2-1 総論	105
2-2 環境基準	110
2-3 排出基準	116
2-4 基準の運用についての先進国の考え方	124
2-5 影響の低減対策	125
2-6 温排水	146
第3節 モニタリング	159
第3章 自然環境	161
第1節 森林	161
1-1 森林生態系の特性及び影響特性	161
1-2 影響の検討	167
1-3 保全方策等	176

第2節 沿岸	179
2-1 マングローブ	179
2-2 珊瑚礁	183
第3節 土壤	190
3-1 土壌の特性及びその影響特性	190
3-2 影響の検討	194
3-3 保全方策等	198
第4節 保全地域等	203
4-1 総説	203
4-2 国立公園・野性動物保護地域等	203
4-3 生物圏保護地域・世界自然遺産地域等	207
4-4 貴重な動植物の種	208
 第4章 社会環境	211
第1節 総論	211
1-1 社会環境影響の範疇	211
1-2 社会環境と公害・自然環境との関連	214
第2節 先住民・少数民族	216
2-1 問題の捉え方	216
2-2 各国・各機関の考え方	217
2-3 事例	225
2-4 総括コメント	226
第3節 住民移転	230
3-1 問題の捉え方	230
3-2 各国・各機関の考え方	232
3-3 事例	236
3-4 総括コメント	239
第4節 公衆衛生	243
4-1 問題の捉え方	243
4-2 各国・各機関の考え方	251
4-3 事例	253
4-4 総括コメント	256
第5節 遺跡・文化財	261
5-1 問題の捉え方	261
5-2 各国・各機関の考え方	263

5-3 事例	271
5-4 総括コメント	273

参考資料編

第1章 調査の枠組み

第1章 調査の枠組み

本章では、各環境項目に沿った検討結果に言及するに先立って、本調査作業の枠組みを述べることにしたい。

第1節 調査の枠組み

1-1 調査の目的

開発援助における環境配慮については、経済協力開発機構（O E C D）が、1985年、86年及び89年の3度にわたり、加盟国に対して、開発援助プロジェクトにおける環境配慮の強化を勧告し、具体的な施策、措置の実施を求めている。

また、国連の「環境と開発世界委員会」が1987年2月の東京宣言で持続可能な開発を環境保全と開発の統合理念として打ち出し、その後、この「持続可能な開発」は途上国を含めた世界の開発の共通理念として定着しつつある。

さらに、1989年7月のアルシュ・サミットにおいて、「持続可能な開発」の達成を図ることが先進7ヶ国首脳の合意として宣言に盛り込まれた。

このように、開発プロジェクトにおける環境配慮の強化は、国際的なながれとして定着してきており、世界の援助大国の一つであるわが国においても、こうしたO E C D勧告やアルシュ・サミットの合意に沿った対応を着実に進めることが求められている。

このような背景から、O E C Fにおいても、プロジェクトにおける環境配慮の強化、環境保全・改善に貢献するプロジェクトへの融資などの対応を進めているが、その一環として、1989年に「環境配慮のためのO E C Fガイドライン」を作成し、借入人が借款申請に先立ち当該案件の計画・準備段階において配慮すべき環境面の諸事項を整理し、具体的にはチェック項目とそれらについての解説を示している。

しかし、このガイドラインでは、環境保全措置の内容などについての具体的検討方策については、特に詳しくは整理されていない。

本調査は、この「環境配慮のためのO E C Fガイドライン」の利用者の便に供するために上記の観点からガイドラインの解説内容を整理することを目的とし、具体的には以下の課題をもって実施したものである。

- ① わが国、諸外国、国際機関などの環境アセスメント・ガイドライン等の事例の整理
- ② 環境配慮を実施する上で留意点の整理
- ③ 対象項目の抽出・整理
- ④ 対象項目の解説内容の検討

1-2 調査の枠組み

上記の課題をもって、本調査では、公害、自然環境、社会環境などの各専門家からなる調査委員会の助言をいただきながら、図1-1に示したフローで作業を進めた。

このフローのうち、主要な作業は、収集した諸外国や国際機関のアセス制度、ガイドライン、対応事例の解析作業であったが、同時に、主要な環境項目の洗いだし、セクターとの関係などを上記の解析をベースにしながら整理することを試みた。

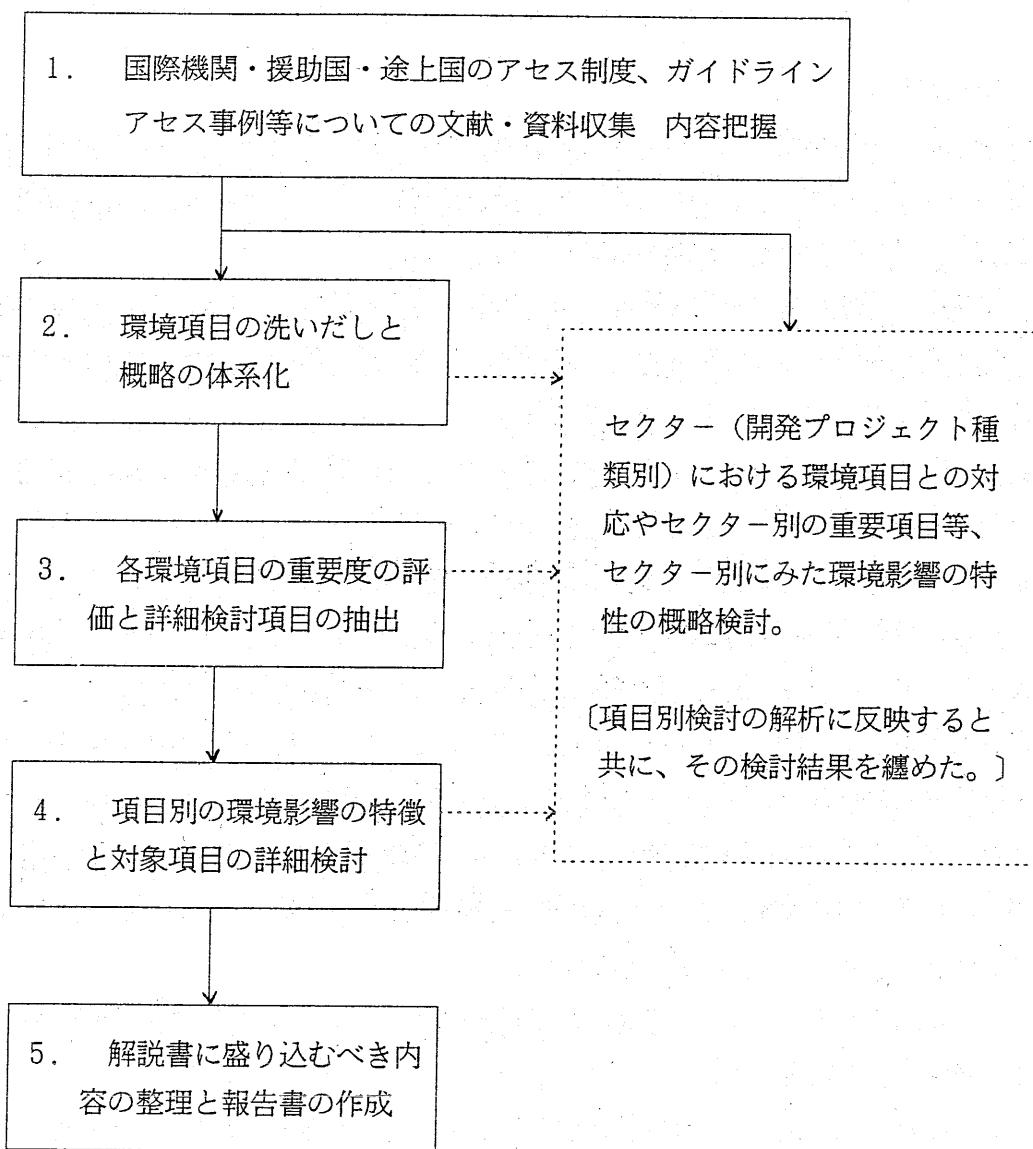


図 1-1 調査作業フロー

1-3 報告書の構成

本報告書は、以上の調査作業成果を取りまとめたものであり、第1章で調査の枠組み、環境配慮を実施する上での留意点についての検討結果を提示し、第2章以下で公害、自然環境、社会環境の環境項目大分類で解析結果を纏めている。

なお、本調査では、調査作業の多くを諸外国、国際機関のアセスメント制度や海外援助における環境配慮ガイドラインなどに係わる文献、資料の収集と解析に当てた。また、環境項目別検討と平行してOECDが主要な融資対象としているセクター別にその環境影響

についての整理などを行った。

第2節 環境配慮を実施する上での留意点

O E C F ガイドラインの解説内容の検討に際しては、このガイドラインがどのような計画段階で活用されるかについての議論があった。

この点に関して、本ガイドラインの序文に「本ガイドラインは、先方借入人が借款申請に先立ち当該案件の計画・準備段階において配慮すべき環境面の諸事項を内容としたものであり、融資機関としてのO E C F の審査は借入人側が行う環境上の所要の措置等の確認がその主体となる。」と記載されている。この記載からみて、本ガイドラインは次の2つの側面で活用されることになると思定される。

- ① 借入人側となる途上国側がO E C F に借款申請をする際に、ガイドラインに記された配慮事項に関する当該プロジェクトの評価、影響項目への対応を組み込むことが必要となり、本ガイドラインは、そのチェック項目の抽出および各項目についての検討についての理解を深める上で活用される。
- ② 借入人側からの借款申請の審査において、O E C F 担当者が、借入人側での当該プロジェクトに対する環境配慮がガイドラインに沿って充分組み込まれていることを確認する作業に活用される。

この借款申請、審査段階では、プロジェクトはF. S. 段階の熟度に対応したものとして提示されることになる。

従って、この段階までに、借入人側がなすべき環境配慮、また、審査段階での判断において留意すべき点を整理しておくことが有効と言える。

今回の環境項目別の検討は、この視点をもって行われているが、ここでは、全般的な留意事項を概括しておく。

2-1 環境配慮を実施する上での留意点

環境配慮の実施は、本格的には環境アセスメントとして実施されることになるが、いずれにしても、借入人である開発途上国の自助努力で行われるべきものである。

この実施上の留意点としては、次のような事項が挙げられる。

① 計画段階初期における簡易評価の実施

開発プロジェクトは等しく環境保全の配慮を義務づけられるが、全てのプロジェクトにおいて本格的な環境アセスメントを必要とするわけではない。

例えば、世界銀行が1989年10月に発効させた「環境アセスメント指令書」(Environmental Assessment Operational Directive:EAOD) では、プロジェクトを大きく次の4つに分けている。

- (a) カテゴリーA：環境影響が大きいと思われるプロジェクトであり、通常フル・スケールの環境アセスメントが要求される。具体的には、大規模農業開発、ダム・貯水池、森林開発、大規模灌漑、土地造成、鉱山開発、港湾開発、埋め立て、道路建設、都市開発及び、パイプライン等である。

- (b) カテゴリーB：特定の環境影響があるプロジェクトであり、限定的な環境解析が要求される。具体的には小規模な農業開発、小規模工場、小規模水力発電、地方開発、小規模観光開発及び小規模環境衛生施設等である。
- (c) カテゴリーC：通常重大な環境影響がないと考えられるプロジェクトで、環境アセスメントは必要とされない。具体的には、教育、家族計画、保険、栄養、技術協力プロジェクトである。
- (d) カテゴリーD：プロジェクトそのものが環境保全を主たる目的としたプロジェクトで、別個の環境アセスメントは要求されない。具体的には大気汚染防止プロジェクト、環境管理プロジェクト等である。

また、OECFでも、ガイドラインにおいて、開発プロジェクト別の主要な配慮事項をリストしており、これに照らしてみれば、当該プロジェクトがどのような環境項目についてどの程度の環境影響を及ぼす可能性があるかを概ね想定することができる。

この初期段階での簡易な影響評価を実施し、また、この際、特に計画サイトにおける自然や先住民・少数民族、遺跡・文化などの最低限の情報を取る努力が望まれる。

② 環境アセスメント実施体制の早期確立

この初期評価で環境アセスメントが必要と判断されたプロジェクトについては、速やかに計画検討のプロセスのなかに環境アセスメント作業を位置づけ遂行する体制を整える必要がある。（このなかには、計画サイトにおける自然環境、先住民・少数民族、遺跡・文化などの実態が不明な場合の調査を含む）

多くのアセスメントは計画段階の早期に必要な場合が多く、少なくとも殆どがFS段階までには終わっている必要があり、また、OECFの審査において、環境アセスメントレポート（環境影響評価と影響に対する対応を含む）が用意されていることが前提となる。

従って、途上国側では、この実施体制を持つことをまづ検討し、実施面の財源手当てについても援助諸機関を含めた関係者と早急に詰める必要がある。

③ 環境プロファイルの充実

個別案件での環境アセスメントにおいて、基礎となる環境情報、特に自然環境・社会環境情報を新たに把握することは極めて多大な負担となる。この観点から、途上国における基本的な環境資源分布などを中心とする環境プロファイルの充実を速やかに図る必要がある。

タイ国、マレイシアなどでかなり充実したプロファイルの作成がなされ、また、現在インドネシアを始め、幾つかの国で作業が進められているが、特に環境資源マップを個別プロジェクトを越えた対応で早急に充実することが望まれる。

④ 事後フォローの体制の担保

環境アセスメントにおいて、その対応方策には、計画内容に反映できる部分と計画の実施段階で配慮する部分が出てくる。このうち、特に後者については、事後の対応の体制（組織、制度、財政などの面）の担保に留意し、審査段階での説明を可能としなければならない。

⑤ 調整機関の設置や専門家の組み込み

プロジェクトによる環境影響は多くの場合に多岐にわたることから、受入れ国において関係者の調整を図る機関の設置や地域住民や地元N G Oなどとの対話の場などを設けていく努力が要請される。また、必要に応じて、専門家、特に受入れ国の専門家の参加を図ることが重要となる。

2-2 審査側での留意事項

借款供与側の審査は、借入人側から提出される申請書類により行うことになるわけで、環境配慮においては、アセスメントレポートが主要なものとなる。それだけに、このレポートにおいて、上記のような環境配慮実施の留意点を踏まえた内容となっているかを充分に審査する必要がある。特に、次の事項を確認する必要がある。

- ① プロジェクト計画と環境アセスメントの前提条件の整合があること。
- ② 計画サイトおよび影響圏域の自然環境、社会環境の実態が充分に把握されており、それがアセスメント評価に反映されていること。
- ③ アセスメントに組み込まれている対応、特にプロジェクト実施数段階以降での対応についての体制が担保できていること。

また、こうした点についての審査が可能な環境影響評価の体制が不備との判断があれば、早期の段階でその実施体制面での支援（専門スタッフの派遣や財政面の支援など）を考慮すること、事後対応に問題があるとすれば、融資機関の責任として、それを担保する方向での調整や支援も必要となろう。

第4章 社会環境

第4章 社会環境

各種開発行為により招来する社会環境影響は、わが国の環境影響評価において、これまで余り重視されていなかった影響領域である。

しかし、こうしたことは、社会的な合意形成のシステムや制度が概ね整っているわが国や先進諸国では通用するが、途上国では、都市域から隔絶された地域で固有の生活基盤や文化を持って生活している人が多く、また、こうした開発行為に対して無防備な人々を護る体系も整備されていない場合も多く、それだけにこの社会環境影響は極めて重要な環境配慮の領域となる。

この領域は、従来から、わが国のみならず先進国共通に、取り組みが遅れていたものであり、寧ろ、開発プロジェクトの具体化のなかで大きな問題として生じたことにより、国際機関や先進諸国がその重要性に気づき、対応に真剣に取り組み始めたところであり、他の環境領域に比較して環境配慮の考え方や手法についても未整備な領域と言える。

このような背景から、これまでの蓄積も少なく、各国の考え方や事例面での情報に不足する面もあったが、主要項目についての一応の解析を行なえたと考えている。

第1節 総論

1-1 社会環境影響の範疇

社会環境影響は、環境影響のうち、自然環境、その他の環境質（大気・水系・土壤系など）への影響を除くものの殆どを包含する影響を指すものと考えられ、具体的には、プロジェクトによる経済基盤、生活基盤、文化資源さらに生活様式や住民の保健衛生、災害リスク面への影響などが挙げられる。

これらの影響には、プロジェクトそのものによる直接的な影響と自然環境や大気・水系・土壤系などの環境影響を介在して招来するものがあり、この点で、他の2つの環境影響領域と不可分な側面もある。

次表では、社会環境に係わる項目を中・小項目に分けて列記し、受ける影響の特徴に加えて、関連する他の環境項目、影響を及ぼすと考えられる主要なプロジェクトを概括している。

本調査では、当初、社会環境を以下のような視点から、生活環境、狭義の社会環境、経済環境、安全性の4範疇に分けて捉えた。

1-1-1 生活環境

生活環境としては、開発地域およびその影響地域における住民の生活を支えている基本条件として捉えることができる。このなかでも、特に、自給自足が可能な狩猟や自然生産

条件、飲用水源などの生活基盤、公衆衛生（特に、域外者の流入による感染性疫病の発生やスラム化）、そして地域社会を支えているコミュニティ条件などが重要な項目として挙げられる。

1-1-2 狹義の社会環境

開発に伴い大きな影響を被る可能性のある社会環境（狭義）としては、少数民族を含めた民族構成、地域に根差した生活文化を含め遺跡・文化、既存インフラ施設（崩壊や過負荷）、さらに狩猟・農耕地域にみられるような歴史的、慣行的な土地利用・所有形態などが挙げられる。

開発プロジェクトの多くは、こうした狭義の社会環境にフリクションや混乱を招来する可能性を有している。

表 1-1 社会環境影響の全体像

考慮すべき社会環境項目		招来する恐れのある環境影響の内容			関連の深いプロジェクト
中項目	小項目	影響面のキーワード	受けける影響の特徴		
1. 生活環境	1) 地域住民の生活基盤 2) 公衆衛生 3) コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 居住条件・スラム化 移転 自治条件 水利用 <ul style="list-style-type: none"> 伝染病や感染症 飲用水源汚染 公害による健康被害 <ul style="list-style-type: none"> 物理的な地域分断 コミュニティ分断 生活風景（景観）変化 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の安定した居住条件の劣化、崩壊 建設事業などにおけるスラム化の進行 生活基盤として不可欠な水源の枯渇 移転による生活圈の崩壊や生活貧困〔プロジェクトの存立を問う問題〕 域外者の大量の流入などによる疫病の発生 慣行性の水汚染による健康被害〔評議において見落とされがち〕 地域分断・コミュニティ分断は社会不安やプロジェクトに対する不信感を招き易い。 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚染 水資源 少数民族 自然生態系 <ul style="list-style-type: none"> 水質汚染 有害物質管理 <ul style="list-style-type: none"> 自然生態系 少数民族 	<ul style="list-style-type: none"> 道路・鉄道 ダム 工業・鉱山 林業 <ul style="list-style-type: none"> 工業一般 鉱山開発 <ul style="list-style-type: none"> 全てのプロジェクト
2. 社会環境	1) 少数民族・先住民 2) 遺跡・文化財 3) 生活文化 4) 土地利用・所有形態 5) 既存インフラストラクチャー	<ul style="list-style-type: none"> 移転 生活基盤崩壊 <ul style="list-style-type: none"> 遺跡・文化財（芸能を含む）の壊滅、劣化 異文化の未制御な流入 歴史風土や慣習の崩壊 <ul style="list-style-type: none"> 既存所有形態（慣行権等）の崩壊 土地価格の上昇 <ul style="list-style-type: none"> 交通（道路・鉄道等） 供給処理インフラの不足 	<ul style="list-style-type: none"> 民族間の対立、政府との対立、開発に伴わる価値感の差、対応面の困難さからプロジェクトの中止にも繋がる。 地域、当該国、そして国際的な価値感の違いを尊重した対応が求められ、立地選定に於いて充分な配慮が必要。 異文化の流入や風土・慣習などを損なうことは、既存地域の崩壊に繋がる恐れがある。 入会権、慣行所有などがプロジェクト実施時に尊重されない場合や土地の大規模な上昇は生活崩壊、プロジェクト不信にも繋がる。 供給処理や交通などの地域基盤面への配慮の無いプロジェクトは当該地域のインフラ不足による諸問題を招来する 	<ul style="list-style-type: none"> 自然生態系 経済環境 <ul style="list-style-type: none"> 国際条約・協定 <ul style="list-style-type: none"> 生活環境 <ul style="list-style-type: none"> 自然生態系 経済環境 <ul style="list-style-type: none"> 自然生態系 生活環境 	<ul style="list-style-type: none"> 面的な開発プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> 道路・鉄道 面的な開発プロジェクト 工業・鉱山 林業・港湾 <ul style="list-style-type: none"> 道路・鉄道 工業・鉱山 林業 <ul style="list-style-type: none"> 全てのプロジェクト
3. 経済環境	1) 既存地域経済 2) 雇用・貧困	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業、狩猟 産業間のコンフリクト <ul style="list-style-type: none"> 事業後雇用機会の縮小 自給経済条件の崩壊 	<ul style="list-style-type: none"> 既存地域の経済・生産基盤、特に、一次産業基盤の劣化は地域の経済・生活崩壊に繋がる恐れがある。 事業時の雇用需要に対応した人口流入や事業労働への移行が事業後に問題化・自給経済条件劣化は地域崩壊に繋がる 	<ul style="list-style-type: none"> 水資源 森林資源 水質汚染 生活環境 自然生態系 	<ul style="list-style-type: none"> 道路・鉄道 工業・鉱山 林業・漁業 ダム・河川 全てのプロジェクト
4. 安全性	1) 環境汚染リスク 2) 災害リスク	<ul style="list-style-type: none"> 事故による汚染 漏洩・不適切管理 <ul style="list-style-type: none"> 爆発 洪水、旱魃 	<ul style="list-style-type: none"> 工場、鉱山開発などにおいては、事故および慣行性の環境汚染への対応が重要となる。 工場などでの爆発などによる人的被害に対する計画配慮や西開発や河川事業などで洪水や旱魃などの災害危険度の拡大への配慮を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公害 <ul style="list-style-type: none"> 水資源 自然生態系 	<ul style="list-style-type: none"> 工業・鉱山 <ul style="list-style-type: none"> ダム 面的な開発プロジェクト

1-1-3 経済環境

既存地域経済面では、狩猟、農耕、林業、水産業などの計画地域の経済基盤となっている一次産業の基盤の崩壊、劣化に留意する必要がある。また、水源開発や工業開発などによる水源面などでの競合関係を招来することなどにも注意を払う必要がある。

更に、自給自足経済体系の崩壊やプロジェクト完了後の雇用機会の縮小などによる経済混乱も開発プロジェクトによる経済環境への影響として捉えておく必要がある。

1-1-4 安全性

工業開発における多様な重金属や化学物質利用が進むにつれ、工場や鉱山開発プロジェクトでは、事故や潜在的な環境汚染により、住民の健康や水系環境などの取り返しのつかない影響をもたらす危険性も高まっている。特に、科学的な知見や環境影響を評価するといった手段を持たない先住民の多い地域では、この面での開発側の対応責任は極めて重いと言える。

また、これらの防止策の基本に計画サイトの選定があり、計画サイトの立地適性の評価においては、この工鉱業災害リスクを充分に踏まえた評価が必要となる。

こうした工鉱業系の災害とは別に、大規模な水源開発や用水事業、農業・林業開発などにおいては、洪水、旱魃、また、時には地震の多発など一見には自然災害とも見える災害リスクを増大させる可能性を有しており、これまでにも甚大な被害を招來した事例が見られる。

しかし、一方では、プロジェクトの直接的影響として、先住民の生活を根底から搖るがすことになる住民移転や少数民族問題などが社会環境問題として浮上し、その対応が国際的な課題となっている。

また、生活環境、経済環境面の影響が主要に先住民への影響として現出するとの認識、さらに国際機関などの検討もこれらの切り口から行われている場合が多いことから、ここでは、社会環境を次の4範疇で捉え直して検討することとした。

- ① 少数民族を含む先住民への影響
- ② 住民移転
- ③ 公衆衛生面の影響
- ④ 生活文化を含めた遺跡・文化財への影響

本章では、次節以降で、これらの各範疇別に以下の構成で解析を進めることにしたい。

- ① 問題の捉え方
- ② 各国・各機関の考え方（国際機関・援助国・途上国・NGOなど）
- ③ 具体的事例
- ④ 総括コメント（全体状況・重要な留意事項・わが国としての課題）

1-2 社会環境と公害・自然環境との関連

ここで取り上げた社会環境項目のなかには、開発プロジェクトの直接的な影響を被るものもあるが、一方では、公害や自然環境影響を介在して社会環境影響として生起するものも多い。ここでは、このうち、特に重要な関連の視点を指摘しておく。

1-2-1 公害

公害のなかでも、特に水質汚染が社会環境影響に繋がる場合が多く、次いで大気汚染による公衆衛生面、遺跡・文化財影響が指摘できる。

このうち、水質汚染については、4範疇別に関連をみると次のように整理できる。

① 生活環境

水質汚染は、生活基盤としての飲用水源の劣化を通じて、健康被害や場合によっては飲用水源としての使用不能による移転にまで繋がることも想定される。

また、水系条件の変化が、疫病の発生に繋がった事例も見られる。

② 社会環境

水質汚染による生活・生産基盤の劣化から少数民族の生存や生活がおびやかされる場合が想定される。

③ 経済環境

水質汚染は、狩猟、農耕、水産などの既存経済基盤の崩壊に繋がる場合も多く、河川などを通じて、広範囲な影響として捉える必要がある。

④ 安全性

漏洩などによる潜在的な水質汚染や不測の事故などによる有害物質の流失など水質に係わる環境汚染リスクの可能性に留意する必要がある。

1-2-2 自然環境

社会環境の多くは自然環境と密接な関係を有している。

このことは、開発行為が人工的な系の整備としての性格が強いのに対して、その影響を受ける地域では、先住民の多くが自然生態系との調和を持った生活を営んでおり、この自然生態系が開発行為により損なわれることは、即、先住民を生活や経済基盤、安全性といった社会環境面に整合性を損なうことに繋がることによる。

① 生活環境・経済環境

水資源や森林資源などの自然資源に依拠した生活や狩猟・農耕・水産などの経済基盤が自然生態系の劣化のなかで大きく損なわれ、生活の劣化、貧困の深刻化、住民移転などに繋がった事例も多い。

② 社会環境

固有の生活・経済条件を保ち、維持されていた少数民族の生存条件の崩壊、遊牧、焼き

畠農業や歴史的に占有していた森林などの自然環境の劣化により、先住民の「土地利用・所有」条件が瓦解してしまうこともある。

③ 安全性

農業や大規模な林業開発などによる自然生態系の変化が洪水や旱魃さらには地震の多発化などに繋がることが想定される。

第2節 先住民・少数民族

2-1 問題のとらえ方

2-1-1 各種開発計画に伴う先住民・少数民族への影響

開発に伴う影響としては、プロジェクトの実施によって先住民・少数民族の生活基盤、既存権益・便益や固有の伝統的文化等の破壊・喪失がその主なものである。

特に移転を伴うプロジェクトにおいて移転の対象となる地域住民の中に先住民・少数民族が含まれる場合は慎重な配慮を要する。なお、移転に関する事項については第3節で記述する。又、工事中において外来の労働者等が持ち込む疾病による影響も考えられるが、これについては第4節で述べる。

各種開発分野との関連を見れば次の様になり特に面的開発を伴う分野ならびに既存の社会・経済、自然環境の枠組の変化をもたらす分野との接点が多い。

表2-1 開発セクター別に見た先住民・少数民族への影響

NO	セクター	考えられる影響
1	道路・鉄道	<ul style="list-style-type: none">・交通が改善されることによって沿線の開発が進み、生活基盤や既存権益・便益に影響を与える場合がある。・人間の往来が多くなり、固有の伝統的文化が失なわれる恐れがある。
2	空港	<ul style="list-style-type: none">・周辺域への立入制限等によって生活基盤や既存権益・便益が失なわれる場合がある。
3	港湾	<ul style="list-style-type: none">・2と同じ
4	上水道	<ul style="list-style-type: none">・既存の水利用や漁業など生活基盤や既存権益・便益に影響を与える場合がある。
5	下水道	<ul style="list-style-type: none">・
6	火力発電	<ul style="list-style-type: none">・4と同じ
7	水力発電	<ul style="list-style-type: none">・4と同じ
8	送変電・配電	<ul style="list-style-type: none">・
9	工業一般	<ul style="list-style-type: none">・大気汚染・水質汚濁など公害を通しての影響が考えられる。(第2章公害参照)
10	鉱山開発	<ul style="list-style-type: none">・森林の破壊や周辺域への立入制限あるいは領域への侵入等によって生活基盤や既存権益・便益に影響を与える場合がある。

NO	セクター	考えられる影響
11	石油・ガス・パイプライン	・10と同じ
12	セメントプラント	・9と同じ
13	肥料プラント	・9と同じ
14	放水路	・4と同じ
15	林業	・10と同じ
16	灌漑	・4と同じ

2-1-2 先住民・少数民族に関する環境問題の構造認識

- Ⓐ インパクトを受けるのは主としてプロジェクトが位置する地域、そしてその周辺の住民であるが、住民の移転を伴う場合には移転先で同様の問題が発生する事がある。
- Ⓑ インパクトの程度は、直接的にプロジェクトの位置と規模及び住民の外部社会との接触の程度によって左右されるが、プロジェクトの性格によっては間接的に社会・経済・文化面への影響を与える場合が考えられる。
- Ⓒ 先住民・少数民族の経済は一般に自給自足経済または貨幣経済が混合したもの (Vernacular Economics) であり定量化が困難であった。すなわち、開発の主目的である経済の効率性、資源の適正配分等の観点からとらえるのが困難な側面に問題が発生するので軽視される傾向があった。しかし、天然資源保護の立場からは大きな価値があるという意見も出されている。
- Ⓓ 開発に関する住民との協議や、固有の社会・経済・文化的側面に充分な配慮が払われない場合に問題が発生しやすく、かつプロジェクトの存立にかかる問題に発展する可能性がある。
- Ⓔ 充分な協議をしても、適切な対応策がない場合にはプロジェクトの実施が不可能となる可能性がある。
- Ⓕ 人権や生存権など人類の根本問題に係わる場合が多く、政治問題化しやすい。従って特定プロジェクトの枠組の中では対処できなくなる可能性も高い。

2-2 各国・各機関の考え方

先住民・少数民族の問題を考えるに当っては、援助機関ではないが、国際労働機関 (ILO) の条約について認識を持っておくのが望ましい。ILOは1957年に「独立国における先住民その他の部族民の保護と統合に関する条約 (ILO 107号条約)」を採択したが、統合主

義の考え方に対する批判が出たため、1989年6月に新条約が採択され、名称も「独立国における先住民その他の部族民に関する条約」と改められた。(参考文献1)

新条約によれば、先住民・少数民族の土地所有・利用権の尊重義務に関して次の様に規定されている。

- 一 関係住民が伝統的に占有している土地に対して、これら住民の所有権が認められなければならない。
- 一 排他的な占有はされていないが、これらの住民が生存上の必要および伝統的な活動のために長年にわたって出入りしてきている土地の利用権を保護するための措置が適切にとられなければならない。この点で、遊牧民と移動耕作者の立場に対して特別の配慮が払われなければならない。

この条約の加盟国は、中南米、アフリカ、中近東など27ヶ国であり、先進国ではペルギーのみである。日本は旧条約、新条約にも加盟していない。(参考文献2)

又、1985年に採択されたOECD理事会勧告の附属書には、環境アセスメントを実施する場合に考慮すべき地域として次の2点が含まれている。

- ・ 固有の価値を有する地域(歴史的、考古学的、文化的、審美的、科学的)
- ・ 特定の脆弱な人口集団にとって特別な社会的価値のある地域(例えば伝統的な生活様式を持つ遊牧民等の人々)

2-2-1 國際機関

(1) 先住民・少数民族への影響配慮

これまで収集した資料をみると、先住民・少数民族への影響配慮について明確なポリシーを打ち出しているのは、世界銀行である。(参考文献3、4)他の国際開発機関や援助国においては環境配慮事項の一環としてとらえる場合が多く、具体的にはチェックリストの中で言及されているにすぎない。

(2) 世界銀行の先住民・少数民族への配慮

① 先住民・少数民族の定義

世界銀行の定義によれば、少数民族(ethnic minority)の定義は以下の通り。

"Broadly encompasses all those races or groups not identifying with the dominant race"
(参考文献4)

この定義は広義のものであり、この中にはAboriginal, Autochthonousなどの言葉もふくまれるが、開発プロジェクトの関係で問題となるのは主として部族民(tribal people)、あるいは先住民(indigenous people)である。

部族民

"A social group comprising families, clans, or generations, having its own customs,

occupying a specific geographic territory, and being independent of, or having little contact with, the dominant national society of the country in which they live.”(参考文献4)

先住民

“Land-based people who speak distinct languages; having strong attachments (usually of a spiritual nature) to their ancestral territories; practice sustainable forms of land use and resource extraction; and maintain cultures and ethnic identities which are distinct from those of national societies”

先住民・少数民族は、支配的な外部社会との接触あるいは外部社会への適応の程度によって、次のように分類できる。

- ② 独立した部族集団(支配的な外部社会と未接觸)
- ⑤ 半ば独立しており、支配的な外部社会と断続的な接觸がある集団
- ⑥ 支配的な外部社会と定常的な接觸を維持している集団
- ⑦ 支配的社会に統合された集団

特に先住民・少数民族への配慮が重要となるのは、上記②及び⑤であり、これに⑥に属する集団が加わる。開発に対する脆弱性は一般に上記⑦に属する集団が最大である。

② 先住民・少数民族の特徴

先住民・少数民族については一般に次のような特徴がある。

- ① 地理的に独立、半独立の状態にある。
- ④ 文化変容を生じていないか、あるいは、国家社会に対し部分的にしか文化変容を生じていない。
- ③ 非文字社会：文字言語を有していない。
- ⑦ 貨幣経済が浸透していない(あるいは、部分的)ので、国家経済システムから、大部分あるいは全く独立している。
- ⑧ 国家社会と民族的に区別される。
- ⑨ 国家社会と言語的に異質である。
- ⑩ 共通の領域(common territory)を有する。
- ⑪ 自分達の特定の環境に、経済基盤が大きく依存する。

注意する必要があるのは、少数民族間も互いに異質な存在であることである。

③ 世界銀行が先住民・少数民族の問題に関与する理由

- ② 先住民・少数民族のような、低所得層の中でも貧しい人々を利するような考慮がないと、国民と彼等との格差を拡大すること、また、部族の崩壊につながる恐れがある。人口増加により、限界的な土地が開発されるにつれ、問題が悪化する恐れがある。
- ⑥ 限界的土地(Marginal Land)の管理について、先住民・少数民族から学ぶことが可能である。

⑤ 先住民・少数民族に影響を与えるプロジェクトの実施は困難となる場合が多い。プロジェクトの社会的側面に関する世銀の政策及び国家・国際法等に基づく必要がある。

④ 政策

⑥ 先住民・少数民族が占有あるいは利用している領域に対し、不必要的介入を伴わない、あるいは介入が回避可能な開発プロジェクトに対し支援する。

⑦ 部族社会がプロジェクトの目的に同意しないか、プロジェクトが及ぼす悪影響から部族及び彼等の領域を保護する効果的手段を実施する能力がないと認められる場合は、彼等の土地に位置するか、あるいは影響を与えるプロジェクトを支援しない。

⑧ 先住民・少数民族に対する開発の破壊的影響を緩和するために、以下の事項を実施する必要がある。

- 先住民・少数民族の占有する、あるいは利用する土地の資源及び経済的ポテンシャルの尊重と保護
- 部族固有の規範を考慮した社会的サービス、特に外部から持ち込まれた疾病に対する健康面を保護するサービスの供与
- 部族社会に影響を及ぼす決定に対し、先住民・少数民族の意見を十分に反映させられるようなフォーラムの開催

⑤ 特に考慮すべき事項

⑨ 接触の影響：特に支配的な外部社会と未接触な部族との間に起る接触は大きな影響をもたらす。

⑩ 土地：部族及びその文化の存続にとって、根本的かつ第一の基本的ニーズである。

注意事項として、i) その土地は活動領域をも含むこと。ii) 土地の象徴的価値も考慮すること。

⑪ 健康：外部社会と未接触の部族にとって、最も重要な問題である。一般には、土地の権利の次に重要であり、肉体的のみならず、精神的な側面も含む。

⑫ 自立性：文化的、社会的、経済的などあらゆる側面を含む。

⑬ 対応策

自立と参加及び彼等の文化・民族的統合を維持する条件に関連する以下の基本的ニーズを少なくとも満たすこと。

- ⑬ 領土権の認識
- ⑭ 持ち込まれる疾病からの保護
- ⑮ 国家社会に適応するまでの時間
- ⑯ 民族自決

- 相手政府との政策対話を通じ、国家が先住民・少数民族の土地等に関する習慣的権利・法を国家近代法の下でも認めるような法的措置をとる。
- 部族社会の保護と国家社会への適応に必要な時間を与えるために、彼等の自立性を尊重した保護区(保留地)を設ける。
- 健康面では、大規模な予防接種が実施されるまで先住民・少数民族の保護と隔離が必要である。また、全プロジェクト従事者の医療診断が不可欠である。精神面では、急激な変化を回避する。
- 先住民・少数民族の自立性に関しては、生活様式に対する彼等の選択を尊重し、変化による影響に対応できるまで異質な社会・経済システムの影響を最小限に止める。

⑦ プロジェクト・サイクルにおける配慮

(a) マクロ経済分析、セクター調査(Country Economic Analysis and Sector Work)

- ある国の経済・社会構造について広範な知識を提供する。
- 開発戦略、プロジェクトに制約を与えると予測される、あるいは特別な配慮が必要な部族の存在と位置を確認する。

(b) プロジェクトの特定化(identification)

- プロジェクトのタイプ、概略の位置が選定されてから、その正確な位置が決定される前に、配慮すべき先住民・少数民族が存在するかどうか確認する。ブレF/Sの段階で行われる。
- プロジェクトが部族地域を避けることができないのであれば、プロジェクト準備が始まる前に人類学者等による踏査(reconnaissance)が必要である。

(c) プロジェクト準備

- 先住民・少数民族に関する専門家が必要である。
- 支配的外部社会と未接触の部族が関連する場合、接触のための手続を完了させる。
- 先住民・少数民族問題の側面が配慮されることが専門家によって保証されること。
- 特定の部族社会のプロフィールと先住民・少数民族に対するプロジェクトの影響、そしてその逆についても、予測すること。
- プロジェクトの目標達成のために、適切な社会・文化的変数の全部及び悪影響を緩和させる手段を構じ、実施しうる可能性を明確化すること。
- 先住民・少数民族問題を扱う機関または適切な組織が、部族の配慮を実施する意思、能力及び手段を有するかについての確認をすること(否定的ならば、審査までに強化される必要がある)。

(d) 審査

— 先住民・少数民族問題を扱う機関によって準備された部族への配慮が十分かどうか決定する。

　　・ 部族に対するプロジェクトの影響を緩和させる手段のレビュー

　　・ 先住民・少数民族がプロジェクトの実施に干渉するリスクがあるかどうかの把握

　　・ 先住民・少数民族問題を扱う機関が諸措置を実施する能力について評価
(必要に応じ、部族、部族を扱う機関及び実施機関の協力を促進する手段を提言)

— 法律の専門家が必要となる場合がある。

④ 交渉

— 先住民・少数民族への配慮の詳細について合意が必要である。

— 法制度あるいはその実施のための手段について、交渉の段階で強化する必要があり得る。

— 先住民・少数民族への配慮はプロジェクトが完了しても継続して必要となる場合もあるので、LIAの段階で目的達成を保証することが必要な場合がある。

2-2-2 援助国

援助国においては先住民・少数民族に対して明確なポリシー、ガイドラインを示しているものではなく、単に環境アセスメントにおける一項目としての扱いをしている。従って考え方等を記述しているものは見当らない。具体的例を参考として以下に示す。

a) 英国(ODA)

ODAはアブレイザルマニュアルの中に特に留意すべき地域として次の様に述べている。

“Habitats providing important resources for vulnerable groups (eg. indigenous or tribal people)”(参考文献5)

⑤ オーストラリア(AIDAB)

AIDABもEIAのガイドライン中において、チェックすべき項目として次の様に述べている。

— Is the population in the project area living in a relatively traditional lifestyle (i.e. unaffected by outside influences)?

— Will the project directly or indirectly affect land tenure (including traditional land ownership) and traditional land usage in the region?

— Does any element of the population have religious or cultural affinity with any sites in the vicinity of the project? (参考文献6)

2-2-3 途上国

途上国についても、EIAのガイドラインを制定している国々の多くは援助国と同様にEIAの一項目として扱っている。従って考え方等については不明である。具体例を以下に述べる。

① インドネシア

インドネシア政府によるEIAのガイドライン中、EIAの対象とすべき項目として次の様な記述がある。

- the daily life custom/tradition, procedure, interaction intra and inter-group of the community, system of belief, variety of value-order and the prevailing norm.
- attitude, value and perception of various community groups concerning their living environment and their group lines. (参考文献7)

② フィリピン

フィリピン政府によるEIAハンドブックには明確な記述はないが、各省レベルのEIAガイドラインにはEIAを実施すべき地域 "Environmentally Critical Area" として次の記述がある。

"Areas which are traditionally occupied by cultural communites or tribes."(参考文献8)

2-2-4 その他(「先住民の人権」をテーマとする国際NGO)

国際NGOのレベルでは、環境問題と人権問題(とりわけ先住民の人権問題)が不可分のものとしてとらえられている。森林伐採やダム開発などが先住民・少数民族の生存基盤・生活基盤に及ぼす影響が重視されているからである。代表的な環境NGOとしては、IIED(国際経済開発研究所)、WRI(世界資源研究所)、WWF(世界自然保護基金)、IUCN(国際自然保護連合)、ワールドウォッチ研究所、地球の友、グリーンピースなどがあり、「環境白書」や「地球白書」日本版などで言及されることも多い。

ここでは、代表的な「先住民NGO」として、サバイバルインターナショナルとIWGIAについて簡単に紹介する。世銀が1989年8月に発行したPeter Poole著Developing a partnership of Indigenous Peoples, Conservationists, and Land use planners in Latin AmericanのP. 20には、この2団体とCultural Survival(略称CS, 本部ボストン)が、主要な先住民NGOとして紹介されている。

① サバイバルインターナショナル (Survival International) [略称SI]

国際事務局 Survival International

310 Edgware Road

London W2 IDY. UK

(他にフランス、スペイン、アメリカ、にも事務局がある。)

会長

Robin Hanbury-Tenison

事務局長

Stephen Corry

定期刊行物

Survival International News

...for the rights of threatened tribal peoples ...

最近の記事として、いくつかの例をあげる。

- ・ アマゾンのシングー川ダム計画に反対するアルタミラでの国際集会 (News NO. 24, 1989)
- ・ アマゾンで伐採業者によるインディオ殺害事件 (News NO. 21, 1988)
- ・ 先住民への権利を主張するためにNATOの基地を占拠して逮捕されたカナダインディアンの釈放 (News NO. 25, 1989)
- ・ インドのビハール州で60000人の少数民族の移動をもたらすはずだったダム計画等の撤回 (News NO. 23, 1989)

創立

1969年

⑥ International Work Group for Indigenous Affairs [略称 IWGIA]

国際事務局

IWGIA

Fiolstraede 10

DK-1171 Copenhagen K

Denmark

他にノルウェー、スウェーデン、スイス、にも事務局がある。

議事

Ren'e Fuerst

事務局長

Teresa Aparicio

Andrew Gray

定期刊行物

IWGIA Newsletter

創立20周年を記念する "IWGIA Yearbook 1988" の巻末に、1976-1988のNewsletterの記事索引があり、地域別分類項目は、アフリカ、アラスカ、アマゾン、アンゴラ、アオテアロア/ニュージーランド、北極、アルゼンチン、オーストラリア、アザニア、バングラデシュ、ベリーズ、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ビルマ、カナダ、中央アジア、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、ディエゴガルシア、東チモール、エクアドル、エルサルバドル、エチアピア、フィジー、仏領ボリネシア、仏領ギアナー、グリーンランド、グアテマラ、ハワイ、ホンジュラス、インド、インドネシア、国際、日本、ケニア、クリドスター

ン、ラテンアメリカ、レバノン、マレーシア、メキシコ、ミクロネシア、ネガランド、ナミビア、ニューカレドニカ、ニカラグア、北アメリカ、太平洋、パナマ、バラグアイ、ペルー、フィリピン、パプアニューギニア、サミランド、ソマリア、南アメリカ、南モルッカ、スリランカ、スリナム、スワジランド、タンザニア、タイ、チベット、チグレイ、トルコ、米国、ソ連、バヌアツ、ベネズエラ、西イリヤン/西パプア(下線部は10件以上の記事がある地域。なお、アザニアは南アのこと)

ちなみに、日本についての記事は次の通り

- ① 日本のアイヌ民族キルステン・ユミコ・タグチ(NO. 24, 1980)
- ② 先住民としてのアイヌダグラス・サンダース(NO. 45, 1986)
- ③ アイヌー第四世界の人々 カタリナ・スジョベルグ(NO. 48, 1986)
- ④ アイヌ代表が初の国連演説(NO. 51-52, 1987)

創立 1968年

2-3 事例

2-3-1 概要

今回収集された資料の中には、移転を中心とした先住民・少数民族の事例と本来的に Indigenous Area の保全を目的としたプロジェクトの例があった。ここでは開発プロジェクトに伴う環境配慮を扱っているため前記の例を中心に記述することとした。

2-3-2 具体的事例

(1) 既存文献 “A Review of Resettlement Programs in Bank-Financed Projects in the LAC Region, 1989, IBRD”(参考文献9)より事例を抜粋すれば次の様になる。

a) Chixoy Hydropower (Guatemala) 1979

- 水力発電、ダム貯水池、451世帯の移転、彼等のほとんどはMayan語系のインディアンであった。
- 1985年に完結するはずであった移転計画も1987年時点で解決していない。
- 1987年に世銀ミッションが来訪し、土地所有権の欠如・上水不足・不適切な経済対策を指摘した。

b) Brazil Power Sector I (1986) / Environmental Reform and Energy Conservation (Brazil, 1989)

一 ブラジルの電力セクター開発計画に伴うEnvironmental Master Planの中に Indian と non-Indian の移転計画が策定されている。それには次の様な方針が述べられている。

- ・ Indian, non-Indian の移転に関するセクターガイドラインを開発する。
 - ・ 民族学者、法律家、移転専門家を含むEnvironmental Advisory Committeeを作る。
 - ・ 水力発電計画によって影響を受ける土着の(indigenous)地域の境界を明確にする。
 - ・ 環境保全や移転に対応するスタッフを増やす。
- 一 その後のレビューによると、13の水力発電プロジェクトのうち世銀の移転及び先住民・少数民族に関するガイドラインに合致していたのは2プロジェクトにすぎなかった。その理由としては
- ・ 財源の不足
 - ・ 移転先の土地取得問題
 - ・ 組織・制度的に弱体な事業実施主体(Amerindianに関して)
 - ・ 移転、Amerindianに対する計画の不充分な監理・監督
- 一 このため新たにEnvironmental Reform and Energy Conservation Loan が組まれ、上記障害の打開と問題の解決を図ろうとしている。

⑤ Emergency Petroleum Pipeline Reconstruction Project (Ecuador) 1987

- 一 本プロジェクトの実施により85世帯の移転が必要となった。
- 一 移転地におけるアクセス道路問題、近隣のインディアン部族との対立、土壤の問題などが起きている。

(2) 上記の具体的な事例研究を通じて、先住民・少数民族に関するキーポイントとして次の点があげられる。

- ⑥ プロジェクトサイクルのなるべく初期から問題を認識し影響を受ける先住民・少数民族の早期特定化と社会・経済調査の適切な実施を期すこと。
- ⑦ 社会科学のトレーニングを受けた専門家を、計画の策定、審査、監督の各段階において活用すること。
- ⑧ 土地取得や補償に対しその地域の法律専門家を活用すること。
- ⑨ 移転に関する、組織、制度面の強化、訓練、政策対話の促進をすること。
- ⑩ 計画の実施における事業実施者とその他の省庁との責任体制を明確にすること。
- ⑪ モニタリング評価プログラムの適正化に注意を払うこと。
- ⑫ NGO や地域グループを公式に登用する方法を開発すること。

2-4-1 全体状況

- ⑤ 先住民・少数民族については、環境アセスメントの一項目として扱われる場合が多く、ポリシーやガイドラインを明確にしているのは世界銀行のみである。
- ⑥ 他の国際機関、援助国、途上国においては、明確なポリシーやガイドラインは今のところ存在していない。しかし、1985年に採択されたOECD理事

会勧告の附属書中に、環境アセスメントを実施する場合に考慮すべき地域として次の2点が含まれている。

- ・ 固有の価値を有する地域(歴史的、考古学的、文化的、審美的、科学的)
- ・ 特定の脆弱な人口集団にとって特別な社会的価値のある地域(例えば伝統的な生活様式を持つ遊牧民等の人々)

従って、先住民・少数民族について十分な配慮をする事はほぼ常識化したと考えてもよいものと思われる。

- ⑦ 今後は、先住民・少数民族に対する配慮の具体化を進めて行くことが重要となる。

2-4-2 留意事項

これまで見てきた様に、移転等を伴う開発によっては先住民・少数民族に対し大きな影響を及ぼす。なぜならば、彼等の生活があらゆる意味で先祖代々から居住してきた土地を基盤にしているからである。したがって、このような土地を奪われることは、国家社会に依拠する人々の場合と比べその影響は非常に大きなものとなり、代替地を与えられても適応が一層困難なものとなる。だからこそ、環境問題というよりも生存をかけた闘争として浮上しやすく、プロジェクトの在立に大きな影響を及ぼす事項となる。この点の認識は極めて重要である。

又、新しい動きとして特に脆弱なそして脅威にさらされている生態系の保護と管理に関し、自然保護団体と先住民・少数民族の利害が一致して共同行動をとる場合がある。従って彼等の地域における計画策定・管理において彼等の社会的経済的ニーズ及び環境への認識を考慮することは、彼等の支持を得るための前提条件である。そのためには、NGO等が持つ役割をこれまで以上に重視し、伝統的及び近代的経済活動の調和をはかることも新しいアプローチとして、重要となろう。

以上の検討結果を踏まえた上で、先住民・少数民族に関する留意事項を整理すれば、以下の点があげられる。

- ⑧ プロジェクトによって影響を受ける先住民・少数民族を早期に特定すること。
- ⑨ 先住民・少数民族の土地の境界の明確化およびその権利の付与を十分に、かつ、適切な時期に実施すること。

- ④ 先住民・少数民族の文化を尊重し、その社会に適切な保健・社会サービスを検討すること。
- ⑤ 自然環境と調和のとれた資源の利用方法等について、先住民・少数民族の知恵を開発計画に取り入れること。
- ⑥ 影響を受けた先住民・少数民族の状況をモニターし続けること。

参考文献

1. ILO (1989) Convention 169 : Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries (June 27, 1989)
2. 藤見一夫 (1989) ODA 援助の現実. 岩波新書
3. Operations Policy Note 10.08 (OPN 10.08) :
Operations Policy Issues in the Treatment of Involuntary Resettlement in Bank-financed Projects (World Bank, Oct 10, 1986)
4. Tribal Peoples and Economic Development, Human Ecologic Considerations, World Bank, 1982
5. Manual of Environmental Appraisal, Overseas Development Agency, United Kingdom
6. Environmental Assessment of Official Development Assistance : Appraisals, Evaluation and Sectoral Studies Branch, Australian International Development Assistance Bureau
7. Government Regulations No.29, 1986 regarding the Analysis to Impacts upon the Environment, Indonesia
8. Environmental Impact Assessment Handbook, 1983 Ministry to Human Settlement, NEPC, Philippines
9. A. Brown & S. H. Davis (1989) : A Review of Resettlement Programs in Bank-financed Projects in the LAC Region, (World Bank-LATEN)
10. P. Poole (1989) "Developing a Partnership of Indigenous Peoples, Conservationists, and Land Use Planners in Latin America" (World Bank)
11. M. M. Cernea (1988) Involuntary Resettlement in Development Projects : Policy Guidelines in World Bank-financed Projects (World Bank)

第3節 住民移転

3-1 問題のとらえ方

3-1-1 各種開発計画に伴う住民移転問題

開発に伴う影響のなかでも、これまでの生活基盤を根本から変えることにもなり得る住民の居住地移転の問題は最も影響の大きいものと言える。

表3-1は、主要開発プロジェクトが、この住民移転をどのような形で引き起こす可能性があるかを概括したものである。

表3-1 開発セクター別にみた住民移転問題

セクター	影響
1. 道路・鉄道	住民移転が必要となることがある。また道路や林道を通じて都市住民が自発的に移転し、過剰な焼畑により熱帯林破壊をもたらす事がある。
2. 空港	空港計画サイトのみならず離着陸航路下などの地域では騒音問題などからの住民移転問題を招来する可能性もある
3. 港湾	マングローブ地域などに港湾を建設する場合など住民移転が必要となることがある。
4. 上水道	水源開発地域で住民移転が必要となる場合がある。
5. 下水道	大規模処理場建設サイトからの移転が想定される。
6. 火力発電	火力発電所用地はかなり巨大となり関連道路を含めて移転問題を招来する可能性がある。
7. 水力発電	特に大型ダムをつくる場合、水没地域の住民が大規模に移転せざるを得なくなる場合が見られる。
8. 送変電・配電	幹線送電線下などからの移転問題が考えられる。
9. 工業一般	直接的な計画サイト、道路用地などにてることでの移転に加えて公害問題などでの移転も招来する可能性もある。
10. 鉱山開発	住民移転が必要となる場合がある。
11. 石油、ガスパイpline	幹線パイpline沿線からの住民移転があり得る。
12. セメントプラント	9. 10. と同じ。
13. 肥料プラント	
14. 放水路	計画サイトにかかった為に移転が必要となる場合がある。

セクター	影響
15. 林業	林業開発地域で住民が移転せざるを得なくなる場合がある
16. 灌溉	灌溉プロジェクトの前提としてダムをつくる事が多い事を含めて、住民移転が問題となる。

注) 各欄に記載した以外にも、生活基盤を喪失することによる住民移転（たとえば漁場を使えなくなった漁民が都市のスラムへ流入するなど）が想定される。

3-1-2 住民移転問題の構造認識

世銀の取組にも見られるように、開発プロジェクトに伴う移住（Involuntary resettlement）のマイナス面をいかに抑えるかは大きな課題の一つになっている。

エジプトのアスワンハイダム建設に伴って住血吸虫症が増えた事例はよく、引用されるが、開発と保健衛生の係わり（例えば先住民の移住と伝染病など）はこれからもますます重視されるであろう。世銀も移住に伴う健康リスクアセスメントの重要性について述べている。（第4節の公衆衛生参照）

「3) 事例」の項で後述するように、住民移転は大型ダムの建設に伴う水没地域からの移転が問題となることが特に目立っている。また、野生動物保護区の設置に伴って狩猟生活を営む部族民が移転させらることもある。

「水力発電等の開発プロジェクトに伴う移住」とは性格が異なるが、ブラジルやインドネシアのように国策として大量移住計画を実行している国があり、世銀や援助国の資金も一部投入されていて、自然環境や社会環境の面で問題があるとの指摘があるので、問題の所在は知っておく必要がある。

インドネシアの移入定住計画（トランスマグリシ）はジャワ島からボルネオ、スマトラなどに100万単位の人間を移住させることを目的としているが、ジャワ島は土壤が肥沃であるのに対して周辺諸島は土地がやせていて、carrying capacity の点から農業適性に問題があり、森林破壊、土壤流失、貯水池の土砂堆積、洪水などを引き起こしているといわれる（注10）。周辺諸島では先住民が移動式の焼畑農業を行ってきたが大量移住により西パプア、東チモール等でメラネシア系先住民が圧迫されており、1%の地主が1/3を所有するというジャワ島の土地所有の不平等の改革が先決であるとの指摘がある（注5）。

ブラジルのポロノロエステプロジェクト（北西部開発計画）では1985年だけで20万人がロンドニア州に移住したといわれ、環境や先住民（インディオ）の生活への配慮が不十分なままに農地創出のため過度の森林伐採が行われているといわれる。ブラジルの場合も背景に土地所有の不平等（4.5%の地主が81%を所有）がある（注5, 10）。このような移住政策には、農業開発、道路建設なども伴っている。

なお、住民移転問題は主要に開発プロジェクトの計画サイトあるいはその影響地域で住

民の移転を招来するものとして現出するが、一方では、都市への人口流入に伴う鉄道や道路沿線での不法占拠的なスラムの形成問題やスラムクリアランス計画や都市再開発に伴う住民移転問題、そしてスラムでの住宅改善プロジェクトなどで結果として先住住民がコスト負担などの面で居住出来なくなるなどのかかたての大都市型の住民移転問題がある。

これには、不法占拠的なスラム形成に対する適切な対応やスラム改善プロジェクトにおける先住民の継続的な居住を保証していく手法、施策が求められるが、ここでは、この種の問題の存在を指摘するに止め、本節での言及対象からは除いておく。

3-2 各国・各機関の考え方

3-2-1 国際機関

(1) 世界銀行

- 1986年に世銀が助成する開発プロジェクトにおける非自発的移住への対応についての指針（OPN10.08）を作成している。（注1）

利益を受ける人／移住させられる人の比率は10対1以上であるべきとしている。プロジェクトのアセスメント、評価、モニタリングにおいて技術やコストとともに、「移住後の福祉」についても考慮すべきとしており、農業、都市雇用、社会学、人類学などの専門スタッフや費用も必要としている。

少数民族にも特に配慮するように述べている。

- 1989年に中南米諸国についてOPN10.08の作成後の状況をフォローアップした報告書を出している（注2）。成果（改善点）として、問題点の早期確認、社会学・人類学の専門家の関与、移住についての2つのガイドラインの策定（1988）などをあげ、改善措置の成功例を示している。1988年のガイドラインでは開発に伴ってやむを得ず移住を必要とする場合には一定期間の後、以前の生活水準を獲得できるように最大限の配慮を払うべきであるとしている。そして移住が必要なプロジェクト（ダム・鉱山など）を例示し、移住の際の注意点（移住民の地域社会の変化、移住先の住民との軋轢、自然環境への影響など）について解説して、移住の実行法について述べている。今後の課題として、機関間協力の推進、NGO・地域住民の参加の促進、移住に伴う健康リスクのアセスメントなどをあげている。

先住民（少数民族）については、非自発的移住を最小限にとどめるなどの配慮が必要としており、IL0先住民条約にも言及している。

移住についての簡便なアセスメントのクライテリア（後載のガイドラインに基づく評価をきちんと行うことが前提）を示している。

—クライテリアの項目は次の通り（生活基盤、保健衛生、コミュニティ）

1. プロジェクトの面積
2. 人口密度

3. 移住の対象となる人口、特に少数民族に留意
4. 移住のパターン（集中的／分散的 都市／農村）
5. 地主－小作関係のパターン
6. 土地の配分状況
7. 生産システム（農林漁鉱業など）
8. インフラストラクチャー
9. 文化・歴史遺産
10. 環境の管理

世界銀行が1988年に出した「開発プロジェクトにおける強制移転：世銀助成プロジェクトにおける政策ガイドライン」（注17）は、世銀の問題意識を知る上で参考になる。

その巻末に付けられた（ア）住民移転計画の作成と評価、（イ）住民移転の経済的財政的分析、（ウ）住民移転のモニタリングと評価、にかかるガイドラインの概要を紹介したい。

（ア）住民移転計画の作成と評価のためのガイドライン（チェックリスト）

（注17 pp. 47-54）

I. 計画作成に必要なベースライン情報と調査

A. 出発地域（水没予定地等）についての情報

1. 移転する人口、失われる財産の目録などについての調査（出発地域の境界画定が前提）
2. 当該地域の生産システムと人口の構成（農民、農業労働者、部族民、商人など）についての調査
収入源と収入金額についての調査
3. 共有、公的施設、インフラストラクチャーについての調査
(学校、寺院、共有放牧地、森林へのアクセスなど)

B. 移住先代替地についての情報

1. 移住先の境界画定
2. 当該地域とその周辺に現在居住している人口とその構成、資源利用パターン
3. 当該地域の適性についてのフィージビリティスタディ
(水源、土壤、放牧地、薪炭林、土地の整備に必要な事項、新規に必要なインフラストラクチャー)

II. 政策的および法的フレームワークの確定

1. 移住政策および開発政策の策定
(代替地に居住する資格の付与、住居、補償金など)
2. 移転する住民の法的権利の確定

III. 住民移転を担当する組織の能力

1. 住民移転および開発計画を担当する機関の指定
2. 協力する機関、NGOとの協力、監督、管理、モニタリングのシステム
3. 移転担当機関による開発計画
(スタッフの訓練、移転住民および受入れ側住民の代表の養成)
4. 各段階における移転住民および受入れ側コミュニティの参加の確保、NGOの参加

IV. 移住先についての計画

1. 移住先での開発目的
2. 移住先での開発の内容
(農業、灌漑、土地整備、家畜改良、女性の参加、薪の生産、果樹、農民の生活水準の改善など)
3. 必要な場合は都市開発
(商工業、雇用創出など)
4. 新興都市が成長する可能性についてのアセスメント
(マイナスの社会経済影響についての対策)
5. 財産の損失等についての補償
6. 住居 (インフラストラクチャー、上下水道など)
7. 地域のNGOを含む支援機関への助成、移住民および受入民の計画への関与の確保、NGO、コミュニティ指導層、女性団体その他の協力関係の確保
8. 環境の管理および保護の方策

V. 移転の準備

1. 移住民および受入民に対する移転計画についての情報提供
2. 現住地を出発してから移住先での作物収穫などによる収入確保までの移行期間における生活の保障
(食料、飼料、薪、医療など)
3. 移動スケジュール
(移動ルート、輸送、宿営、食糧、家畜の移動など)

VI. タイムテーブルと予算

1. 建設やダム貯水等のスケジュールに合わせた移転のタイムテーブルの作成。
移住実施の2年前から2年後まで計5年間について月ごとの計画をたてるこ
と。また移住2年後以降の長期開発計画の策定。(以前と同等あるいはそれ
以上の生活水準が達成されるまで) (付表の書込欄は7年後まで)
2. 移住計画の各項目についてのコスト評価

(イ) 住民移転についての経済的財政的分析のガイドライン (注17, pp. 55-81)
過去の移民移転を評価してわかったことは、移転に要するコストを借入者、

世銀の双方が過少評価し、資金が十分に提供されなかったことである。

分析概念のフレームワーク

- ・移転の経済的な実行可能性
- ・移転の財政的な実行可能性
 - (移住民の生活水準の確保)
- ・財政的および経済的な費用と便益
- ・財産の損失の扱い
 - (プロジェクトが実施されなかった場合の将来の便益)
- ・天然資源の損失の扱い
 - (例えば水没予定地から伐採した木材の売却を単純にベネフィットとして算定するのではなく、森林を残した場合の将来便益を十分に考慮すること)
- ・移転の心理的コスト
 - (生活様式の変化などによるもの。心理的コストの算定は難しいが、生活再建に係わる医療費、食費などを十分に検討すること)
- ・中断コスト
 - (以前の生活水準が回復されるまでの過渡期には収入、生活水準が低下するが、そのコストの算定)
- ・再開発コスト
 - (移住先で農業生産などの再開に要するコスト。土地整備、灌漑、種子、家畜、信用その他)
- ・環境に及ぼすコストとベネフィット
 - (移住先での森林、放牧地、土壌などに対するプレッシャーや造林、土壤保全などに要するコスト)

以上の概念をふまえて、準備と補償、移転、再開発、管理の4つの分野に分けたチェックリストが付せられている。

(ウ) 住民移転のモニタリングと評価についてのガイドライン (注17 pp. 83-86)

移住に伴うリスクとして、貧困化、栄養不良、有病率の上昇、経済的従属、コミュニティの規範や相互扶助システムの崩壊などがあげられる。（「具体的な事例」として後述するように、1970年代のウガンダにおける国立公園からの部族民移転ではコミュニティが崩壊したといわれる）。

- ・モニタリング —— 問題点の同定、早期の警告、是正措置の提案など。
- ・評価 ————— 社会的、文化的、経済的諸問題の評価。

(2) 国際労働機関 (ILO)

ILO総会は1989年6月27日に「独立国における先住民その他の部族民に関する条約」

を採択した。その第16条は住民移転に関するもので、先住民および部族の移民移転の原則禁止と、例外的に移転が必要と判断される場合には、住民の十分な情報を与えられた上での自由意志による同意がなければならないこと、代替地の確保義務や補償義務などについて定めている。

この条約は、1957年6月26日の「独立国における先住民その他の部族の保護と統合に関する条約」（107号条約）を改訂したものであり、旧先住民条約の第12条にも住民移転についてほぼ同趣旨のことが述べられている。

3-2-2 援助国

ODAの考え方（イギリス海外援助庁、注19）

ODAの環境審査マニュアルには開発に伴う住民移転が引き起こす問題が開発の種類別に取り上げられているが、その問題への対処の仕方にまで触れているものとしては以下のような例がある。森林開発では森林に依存して生活していた先住民が新しい場所に移転を余儀なくされる場合があるので、その場合には所有権を設定した選択可能な代替地を準備すること、ダムや発電所の建設では外部から労働者が移住ってきて異文化や高賃金に伴う浪費その他の習慣が入ることが多いので、地域社会のリーダーは新旧の生活スタイルのいずれが好ましいかを考える必要があることなどである。

3-2-3 途上国

タイ政府（注18）

タイではダムの建設に伴い住民移転が発生する場合には、a) 移転する家族が新しい生活環境・職場環境に順応するための準備、b) 移転する家族の社会的地位を評価する社会経済的な調査、c) 都市にも農村にも移住できるような選択の自由、d) 移住家族への各種コンサルティング、e) 移住家族への情報提供（たとえば新しい型の農業を始める場合にはそれに関する技術的情報の提供など）に配慮する必要があるとしている。

3-3 事例

3-3-1 概要

米国のブルース・リッチ（環境保護基金）が1985年に推定しているところによれば、1979年から1983年までに世銀が融資したダム開発その他のプロジェクトに伴って移住を強制された人は、少なくとも4つの大陸で40～50万人にのぼる（注10）。

また、鷲見一夫（横浜市立大学）は、1989年に書いた論文で、環境配慮や住民移転などの点で問題があるといわれている1960～1980年代の援助プロジェクトを表にまとめている（注12）。

住民移転の具体例としてよくひきあいに出されるのは、大型水力発電所のダム建設に伴う水没地域からの住民移転で、インドや中南米各地の事例がよく知られている。また、アフリカやインドでは野生動物保護区の設定に伴ってコアゾーンから伝統的な狩猟採集生活を営む部族民が移転させられた例がある。

3-3-2 具体的事例

(1) ケース1 インドのダム計画 (注8)

1988年6月にインド政府は、マディヤプラデシュ州のBodhghatの水力発電ダム建設計画をキャンセルした。この計画では、水没による住民移転対象人口のうち約1万人が「部族民」であった。こうした政府の対応には、先住民の人権について活動しているNGOのサバイバル・インターナショナルをはじめとする国際世論および地元住民の反対運動などが影響している。

1989年にインドのビハール州政府は、Koel-Karoダムの建設設計画を撤回した。この計画では水没による住民移転対象人口のうち約6万人が「部族民」であった。この決定は、地元の部族民が提訴して数年間に及んだ行政訴訟の結果を受けてなされたものである。

(2) ケース2 中南米各地の開発プロジェクト等に伴う住民移転 (注2)

世銀は1989年に、中南米における融資対象プロジェクトに伴う住民移転についてのフォローアップ報告書を出している(文献93)。その中でいくつかのケーススタディがあげられているので紹介したい。

・ ブラジルのSobradinhoの水力発電ダム(1974年)においては、4150km²が水没して、59265人(11853家族)の住民移転が行われたが、移転先の土地の放棄も多くみられ、移転者の経済状態と健康状態の調査も最近始まったばかりである。また貯水池の形成によって川の流路が変わり、移転しなかった流域住民11000家族も影響を受けた。

・ グアテマラのChixoy水力発電ダム(1979年)では住民移転は451家族でそのほとんどはMayanインディオ(部族民)であった。1987年の世銀の追跡調査によると移転先での土地、上水道、経済状態などについて多くの未解決問題がみられた。

・ ホンジュラスのEl Cajon水力発電ダム(1980年)では、約4000人の住民移転が行われた。州林野庁が森林保全地域の設置を要求したので、さらに3559人の移転が必要になると思われる。あるコンサルタントの報告書がEl Cajon地域の総合管理計画をつくり、海外の専門家からも助言を求めるように勧告した。米州銀行が植林と流域管理のために助成をする予定である。

・ ブラジルの「電力セクター第1ローン」(1986年)にかかる「環境・エネルギーローン」(1989年)の環境マスター・プランでは、(a)先住民(インディオ)と非先住民の両者の住民移転についてのガイドラインの作成 (b)人類学者、法律家、住民移

転の専門家を含む諮問委員会の設置 (c)水力発電計画によって影響を受ける先住民居住地域の境界画定 (d)電力公社および受注会社の双方における環境保全と住民移転にたずさわるスタッフの増員、などを計画している。現在進行中の世銀によるブラジルの13の水力発電プロジェクトの追跡調査（1992年に完了予定）では、(a)十分な社会経済影響の調査を行ったプロジェクトは5つ、(b)妥当な住民移転計画を立てたものは3つ、(c)代替地プログラムをたてたものが5つ、(d)モニタリングと評価を行ったものが1つであり、したがって、住民移転および先住民についての世銀ガイドラインの基準を満たしているプロジェクトは13のうち2つしかなかったとの中間報告を出している。

- ・ ブラジルのItaparica 移民移転および灌漑プロジェクト（1987年）は大型ダムの近くで行われたもので、都市住民2800家族の大部分と農民5300家族のうち4900家族、Tuxaインディオ 186家族などの住民移転を伴うもので、計画段階では世銀助成プロジェクトのなかでは規範的なものとみなされていたが、実施段階でいろいろな問題が現ってきた。資金の不足、灌漑施設建設の遅れ、胃腸病の流行拡大などである。
- ・ アルゼンチンのYacyreta水力発電プロジェクト（1980年）は、アルゼンチン、パラグアイ国境地域の8000家族の住民移転を伴うものであった。パラグアイ司教会議の強力な要請によって移転するGuarani(Mbya) インディオのための代替地が購入された。ちなみに、途上国ではこのようにキリスト教会が社会福祉に果たす役割が大きく、その背景にいわゆる「解放の神学」や「民衆の神学」などの流れがあり、こうしたことについては、上智大学の山田経三やルーベン・アビト（フィリピン人）がくわしい。
- ・ コロンビアのGuavio水力発電プロジェクト（1981年）では、1000メガワット（100万キロワット）の発電所がつくられ、さらに1600メガワットに拡張される予定であるが、推定5000人の住民移転が行われた。世銀の要請により、移転住民の生活再建、植林、流域管理などの面で改善措置がとられた。
- ・ 1987年 3月のエクアドルの地震でアンデス横断石油パイプラインが破断し、小農85家族が移転を余儀なくされた。そのうち35家族はカトリック教会の助成で移転した。50家族は農務省の助成で移転したが、移転先でインディオ社会との軋轢、土壤の劣化などの困難に直面した。
- ・ 1988年 3月のブラジル、リオデジャネイロの洪水は特に低所得層に大きな打撃を与える、9881家族を移転させ対策の土木工事（排水や斜面安定化）、植林が行われた。
- ・ メキシコの水力発電計画（1989年）では3500人の移転が予想されている。
ちなみに、ブラジルの有名なツクリイダム（注2, 注9）は1984年に2000メガワットで操業を開始したが、伐採会社の倒産のため多くの貴重な木材が水底に没したことが知られている。水没面積は2235km²、移転人数は都市民5196人、農民 10441人、先住民

(インディオ) はParakana 347人, Gaviao 176人であった。これは移転のやり方や環境影響でNGOなどから批判されている。

ツクリイダムからの送電線建設に際しての除草剤(枯れ葉剤)散布の問題については、「5-4 公衆衛生」の項で記述した。

(3) ケース3 自然保護区からの先住民の移転(注11)

イギリスの人類学者コリン・ターンブルが1972年の著書で述べているところによれば、ウガンダのKidepo国立公園の設置に際して、イク族(Ik)は伝統的に狩猟を行っていた地域から移転させられ、不毛な土地である移転先で定着農耕を行うように指示された。しかも移転先からは、かつての狩猟地域をながめることができた。イク族の社会は崩壊した(complete social breakdown)とのことである。

東アフリカでマサイ族は6カ所の公園及び保護区から立ち退きを命じられ、ボツワナではサン族がGemsbok 国立公園から移転させられた。このような自然保護区の設置を名目とする部族民の移転の事例は、旧英領アフリカでは少なくない。

インドでは1973年に、インド政府とWWF(世界自然保護基金)・IUCN(国際自然保護連合)の協同によるトラの保護区のプロジェクトが開始され、保護のコアゾーンとそのまわりのバッファーゾーンが設定された。コアゾーンにある20の集落から4万人の部族民が移転した。

このように自然保護をめぐる政府・自然保護団体と先住民・部族民の利害の対立がみられたことから、世界銀行は保護計画への先住民の参加を模索している。

(4) ケース4 インドネシアの住民移転(注20)

U.S.AIDの報告によると、インドネシアにおける外側の島への住民移転(人口の国内適正配分を目的とした強制移転と資源開発に伴う移住がある)は、計画のずさんさから先住民の生活と移住先の環境を破壊しており、とくに土地利用の変化、土地の投機、大気・水質の悪化、社会秩序の混乱、急速で無計画な開発、自然環境が不安定な地区の宅地化などの点で問題が発生している。しかし、同報告書は公共サービスを受けていない不法住者が市街地の掃除屋として資源回収と環境保全に貢献している面のあることも指摘している。

3-4 総括コメント

3-4-1 全体状況

インドや中南米各地の事例にみられるように、大型水力ダムの建設に伴う水没地域からの住民移転が問題となるケースが非常に多い。とくに、先住民、少数民族の移転を伴うときに大きな問題となっており、対応が遅れた場合にはプロジェクト自体の撤回や大幅な遅延にも繋がっている。

3-4-2 重要な留意事項

- ・ 住民移転を要するプロジェクトについては、その必要性を特に大型プロジェクトと代替案としての小規模分散型プロジェクトとの比較を通じて行うことが求められる。
- ・ 住民移転が必要とされる場合、移転住民の人数や構成（収入や職業階層、先住民、少数民族など）をプロジェクトの事前調査段階で把握しておく必要がある。
- ・ 移住先代替地、移住による健康リスク、移住による生活水準への影響、移住先の住民とのコンフリクト、移住先での生活再建などについての方策が準備されていなければならぬ。
- ・ I L O 169号条約（注7）などにみられるような、先住民、少数民族の人権、生活基盤をめぐる世界的状況についての調査は、住民移転との関連でも重要である。

参考文献

1. Operations Policy Note 10.08 (OPN 10.08) :
Operations Policy Issues in the Treatment of Involuntary Resettlement in Bank-financed Projects (World Bank, Oct10. 1986)
2. A. Brown & S.H. Davis (1989) A Review of Resettlement Programs in Bank-financed Projects in the LAC Region (Workd Bank-LATEN) 中南米諸国についてのフォローアップ
3. Medha Patkar (1989) Statement of Medha Patkar on behalf of Narmada Bachao Andolan concerning a Critique of the World Bank financed Sardar Sarovar Dam with Special Reference to Environmental and Social Problems before the Subcommittee on Natural Resources, Agricultural Research and Environment, U.S. House of Representative (Oct24, 1989)
4. Claudine Schneider et al (1989) Letter from Congress of the U.S. to Mr. Barber Conable of the World Bank (Nov2, 1989)
5. 鶩見一夫 (1989) ODA 援助の現実. 岩波新書
6. 佐々木理臣 (1989) ODAを現地に行く ①②
東京新聞 1990年 1月 1日 pp.12-13, 1月 3日 pp.12-13
7. ILO (1989) Convention 169 : Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries (June27, 1989)
8. India : More dams Cancelled (Survival International News NO.23, 1989, p.2)
9. D. J. Mahar (1989) "Goverment Policies and Deforestation in Brazil's Amazon Region" (World Bank)
10. 热帯林行動ネットワーク／地球の友編 (1988)
『銀行が破壊する地球環境』 (104pp.)
11. P. Poole (1989) "Developing a Partnership of Indigenous Peoples, Conservationists, and Land Use Planners in Laten America" (World Bank)
文献94
12. 鶩見一夫 (1989) 援助が招く環境破壊と債務累積 ——批判の矢面に立たされる世銀, IMF, 日本 『公害研究』 Vol. 18, NO. 4
13. Valmik Ahuja (1989) Small-Scale Irrigation Alternatives to the Sardar-Sarovar Dam, Subcommittee on Natural Resourcers, Agricultural Research and Environment, U.S. House of Representative (Oct24, 1989)

14. ODA研究会(1989) 日本の開発援助における環境的配慮の強化方策について—NGOからの提言
15. 村井吉敬・ODA調査研究会編著(1989) 無責任援助ODA大国ニッポン(JI
CC出版局)
16. 村井吉敬・甲斐田万智子(1987) 誰のための援助? (岩波ブックレット)
17. M.M.Cerneia (1988) Involuntary Resettlement in Development Projects :
Policy Guidelines in World Bank-Financed Projects (World Bank)
18. National Environment Board, Thailand (1979) Manual of NEB, Guideline for
Preparation of Environmental Impact Evaluation
19. ODA Manual of Environmental Appraisal
20. United States Agency for International Development, Jakarta, Indonesia
(1987) Natural Resources and Environmental Management in Indonesia : An
Overview